

# インド・西ベンガル州における統一戦線と 農民運動（1967年2月～1970年3月）に関する資料集（II）

さ とう ひろし  
佐 藤 宏

まえがき  
訳語対照表

## I 第1次統一戦線と農民運動（1967年3月～1968年2月）

1. 第1次統一戦線政府の基本方針〔抄〕
2. 土地および地租相の記者会見
3. ナクサルバリ地区の土地改革措置・タナ土地改革委員会の6項目綱領
4. 「24バルガナの不屈の農民運動」（論文）
5. 「農民の要求の闘いと民主主義の闘いは一体である」（論文）
6. 「農民は大部分の土地で収穫を守りぬいた」（記事）

## II 大統領直轄支配と農民運動（1968年3月～1969年2月）

1. 「農民運動と組織の決議」
2. 州農民組合による知事へのメモランダム
3. 農民組合議長の知事への書簡
4. 「民主集会」の決議

（以上、第13巻8号）

## III 第2次統一戦線と農民運動（1969年2月～1970年3月）

1. 統一戦線の32項目綱領〔抄〕
2. 統一戦線政府の地租相の地租省職員に対する4項目指示
3. 統一戦線政府の土地改革方針〔抄〕
4. 24バルガナ県5党会談の決定
5. 土地のための農民の闘争について統一戦線の決定
6. 土地摘発運動についての統一戦線の方針
7. 土地諮問委員会についての統一戦線の決定
8. ザミンダリー収用法適用に対する訴訟について土地および地租相の声明

9. ガンディー首相への西ベンガル州統一戦線政府の地租相コナールの書簡
10. 農民運動の現段階での新たな戦術について24バルガナ県農民組合の指示
11. 収穫を守る闘争にむけて、24バルガナ県農民組合の決議
12. 収穫とり入れに関する政府の指示
13. 収穫とり入れに関する24バルガナ県7党の決定
14. 収穫とり入れに関する地租相の放送演説
15. 収穫闘争について、インド共産党（マルクス主義）＝西ベンガル州委員会の決議
16. 州首相特別顧問ランジット＝グプタの収穫とり入れに関する公式報告〔抄〕

（以上、本号）

## III 第2次統一戦線と農民運動 （1969年2月～1970年3月）

1. 統一戦線の32項目綱領〔抄〕  
〈土地改革〉
5. 統一戦線政府は土地改革（Land reforms）の包括的綱領をとりあげ、以下のことを実現する。
  - (a) 農民諸層の利益のために現行のザミンダリー収用法および土地改革法に適当な修正を行なう。
  - (b) 3エーカー以下の土地を所有する農民の地租を免除する。
  - (c) 最高保有限度を越えて所有するベナミ地の収用。
  - (d) 茶園にある非利用地の収用、養魚池、果樹園、酪農場、等の現行ザミンダリー収用法のもとで最高保有限度の適用から除外されているものを適用対象とする。
  - (e) 余剰地、政府収用地を土地なし農民、貧農に恒久的に分配する。
  - (f) 小規模中間介在者への補償を迅速化する。
  - (g) 折半小作人にバルガ地の世襲耕作権を与える。

(h) 包括的立法の成立するまで、3年間折半小作人の追いたてを停止する。

(i) 家宅地を持たない農村居住者に対し5カタ(注1)までの土地を宅地用に無償で分配する。借地権 (tenancy rights)を持たず、かつ他に家宅地を所有していない者に対し、5カタを限度として借地権を保証する。

(j) 最高保有限度、不法移転、収用地等に関しては民事裁判所の管轄からはずし、これらの件に関する特別土地裁定所 (special land tribunals) を設立する。

(k) 査定のための新たな土地調査を行ない、過去の不法な登録をすべて取り消すこと。

(l) 3エーカー以下の土地を所有する農民が、政府から得た4年以上を経過した負債に対するモラトリアムを行ない、その他の負債の決済措置をとる。

(m) 困窮のために売却された土地を原所有者に返還する。

ただレダージリン県の丘陵地帯における改革綱領は、当該地域の特殊事情によって適当な修正が加えられるものとする。

統一戦線政府はベナミ地を摘発し、収用し、分配するための農民の闘争、また他の正当な民主的要求の実現の闘争を支援する。

## 2. 統一戦線政府の地租増の地租省職員に対する4項目指示 (Ganashakti, 1969年3月21日)

土地関係諸法 (ザミンダリー収用法, 土地改革法) の公式の意図は中間介在者の廃止, 土地の集中的所有の解体, 全余剰地 (その量はかなりにのぼる) の政府への収用, 土地なし農民, 貧農への, これらの土地の迅速な分配, パルガダールの救済と安定の措置等々である。しかし, 大中間介在者と大ライヤットの多くは様ざまの不正手段を駆使してこの意図の大半をくじいた。一般的にわれわれの行政機構, 特に地租省の業務方針はこうした歓迎すべからざる事態を阻止し得なかったことを認めねばならない。不正に移転された土地を探し出す努力が1967年より行なわれ, それによって今までに得た成果からも, 大量のベナミ移転が行なわれ, 有効な努力を行なえば今なお, そのうちのかなりの部分を明るみに出すことができることが立証されている。

政府帰属地を敏速に収用することは, 非常に重要である。しかしこれに関しては重大な時間の浪費がみられ, 大ライヤットらはこの遅延を利用して。不法に移転された土地を探りあてる際に, また帰属された土地を収用する際に, そして更にそれらを分配する際に地主 (za-

midār-rā) は裁判所を悪用して政府の努力を阻んでいる。しかしこうした訴訟に対抗する際に政府側には重大な欠陥が存在する。

土地改革法によれば, パルガダールの追いたては, 認定 (pratyaksha; cognizable) 犯罪であるにもかかわらず, 毎年毎年大規模な追いたてが行なわれている。

省の官吏はこの現実を認識しなければならない。これ以上の怠慢は許されない。政府は各種土地法の必要な改正以前でも, 全行政機構を活性化し, 現行の条項をすべての段階で的確かつ迅速に実行すれば事態を制御することがかなりの程度可能であると考ええる。またその成否の大部分が土地および地租省の各段階の官吏, 一般行政官, および警察省の間の的確な連絡と緊密な協力に依存しているという強い見解をもっている。査定局が積極的に業務を推進せず, 土地および地租省に速かに通告もせず, 土地改革局も帰属された土地の収用や分配措置を速かにとり, 裁判所にもちこまれた訟訴に対して的確に対抗せず, さらにまた内務 (警察) 省の官吏が土地および地租省と完全に協力しないなら, 望むべき結果は得られないであろう。

さらにもう一つの重要なことは, 組織された農民の創造的な自主性を重視し, 農民および農業労働者組織のある場所では, 土地改革措置の実行に関してその組織と協力することである。従来の経験からして, そうした組織の誠意ある協力なしに大所有者の策動を粉砕することは非常に困難である。政府は本省官吏がこうした側面に十分留意して計画を決定するよう要望する。上記の一般見解とともに政府官吏に対し, 下記の基準を指示する。

折半小作人の追いたて; 新たな耕作期とともに大規模に実力で折半小作人の追いたてが行なわれる危険がある。官吏はこうした諸事件に対処するよう注意を払い, 準備を行なうよう。追いたてについて決定を行なう際には, パルガダールが弱い立場にあること, 政府は弱い立場を保護する側にあることを留意せよ。

土地改革法では, 実力による追いたては認定犯罪であり, しかるべき処分を行なうべきであるが, 犯罪人を処罰することより, 犯罪が予防されることが重要である。追いたてに対抗するために, 可能な限りの法的手段をとるべきである。省官吏は各場面で紹介ができるはずであり, その影響を行使することで対立を平穏に和解させることが可能である。もしこうした努力が実らなければ, 刑法を適用して, 犯罪の発生も阻止することができる。農村地帯の法と秩序の多くは省官吏が追いたてをどの程

度有効に阻止できるかにかかっている。

ペナミ地と帰属地；ペナミ地を探し、明るみに出す努力を強力に続けよ。しかし帰属地を速かに収用し、時宜を得て分配する作業は非常に重要である。これら一連の措置の間に遅滞をきたすことは許されない。査定局はその調査結果を直ちに土地改革局に連絡せよ。また土地改革局の職員は帰属地と宣言された土地の収用を速かに行ない、指示に従って分配せよ。各段階の官吏は業務の進行状態について政府に毎月報告を行なわねばならぬ。

裁判所での訴訟への協力；この件については事態は全く憂うべきである。不正移転を阻む政府の努力を失敗させるために、多くの中間介在者は裁判所の庇護を受け、占有その他の法的問題について一方的な虚偽や誤りの主張を行ない、そのほとんどの場合暫定的禁止命令をひき出している。多くの訴訟に際して政府側の陳述は時宜を失しかつ力に欠けているのを認めざるを得ない。的確な事実をもって裁判所から禁止命令を撤回させる命令をひき出す努力はほとんどされていない。このような状態を改善しなければならない。ザミンダリー収用については担当の次席県長官 (Additional District Magistrate) は県、郡レベルで特定の訴訟の遂行は担当の官吏が責任をもって行ない、彼らが有能な援助者を持てるように配慮しなければいけない。彼らに対しては政府の観点に立って強力な支援を与えよ。特定の訴訟に際して彼らは特別の弁護人を推薦することができる。彼らが訴訟に関し困難に直面した場合は本省に連絡するよう。彼らがもし政府選任の弁護人団以外に特に地租省の訴訟に任用する必要のあると考えた場合、地租省を通じて州政府に推薦するように指示する。

各省、局間の職員の協力；すでにのべたように、この協力は重要である。県長官 (Collectors) に対しては、各段階、特に県、郡、タナ段階でこの協力を実現するために、警視、副警視、次席県長官 (ザミンダリー収用担当) と郡官吏の間で、討議を行なうよう指示が与えられている。必要に応じて直ちに検討にはいりうる態勢が必要である。

### 3. 統一戦線政府の土地改革方針〔抄〕

(Ganashakti, 1969年3月29日)

〔前略〕

先の統一戦線内閣は、そのわずかの在任期間に可能な限り状況を改善するためにいくつかの緊急な措置をとった。現行法の広範な改正以前においても、土地関係法の積極的条項を実行するために行政機構を若干機能的にし

たのである。またその活動に組織的農民を結合させた。小土地所有者の根柢のない恐怖から生じた追いたてを防止することは厄介な問題を派生させたが、その解決にも努力が払われた。こうした結果、わずかながら前進があった。約23万2000エーカーの余剰地が約23万8000人の貧農の間に分配された。諸農民組織の努力で追いたてがかなり阻止された。ペナミ移転を摘発することが強調され、そのために明確な行政措置が講ぜられた。茶園の数千エーカーの余剰地も収用された。

統一戦線内閣の不法解任と同時にこの作業は停止し、事態が悪化した。土地分配には実質的な進歩もなかった。大規模な違法追いたてが行なわれるにまかせられた。しかし、統一戦線内閣下ですすめられたペナミ地摘発の努力は土地記録調査局 (Land Records and Survey Directorate) によって継続された。その結果今日までに約15万エーカーのペナミ地が政府への帰属を宣告された。しかしながら、これらの土地を収用する努力はほとんど行なわれなかった。州の本省にはこの点について記録がないが、収用されたのは25%以上にはならないと思われる。収用に至るまでの遅延はジョトダールに裁判所の庇護を求め政府の努力を無にするに十分な時間とチャンスを与えてしまった。多くの場合政府側が裁判所の訴訟の進行を十分監督すらしていないのである。警察は関係した土地の実情について土地および地租省となんらの協議もなしに恥知らずに大ジョトダールの側に立ち、政府収用地の正当な、ライセンスを得た農民に対して野蛮な弾圧を行なっている場合がほとんどである。

茶園の余剰地の収用も停止された。しばしば、先の統一戦線政府が収用する決定を行なっていた土地すらも茶園所有者の手に解放されてしまっている。こうした結果農村地帯では、農業関係の恐るべき悪化がもたらされている。

統一戦線の明らかにした方針に沿って現在の統一戦線政府は現行土地諸法の包括的改正を行なうことを熟慮している。この問題はきわめて複雑であって、明確な決定が行なわれるまでには若干の時間が必要である。政府は今年中に明確な提案を州議会に提出する意向である。その主要な目的は大ジョトダールのごまかしを阻んで、より多くの土地を政府の手にもたらすことである。したがってこの件に関しては、提案は決して小土地所有者の利益を脅かすものではないことを明言したい。政府は中小土地所有者に対し、大ジョトダールの謀略的な虚偽宣伝に警戒するよう訴える。統一戦線政府は3エーカー以下の

土地を所有する家族に対する地租免除を行なおう。1年以内に実施する措置がとられよう。州財政に対する損失の大きさとその補填の方法について政府は考慮中である。

こうした包括的な立法の前にも、政府は行政機構を機能的にし、勤労農民の利益のために現行法の条項を的確に、迅速に実行する決定を行なった。この努力には組織的農民の参加を得ることも決定されている。各政党、大衆組織の側からも政府への助言が望まれるのである。

不当移転の摘発の努力がこれまでのところもたらした結果からみても、ベナミ移転は広範囲に行なわれ、適当な手段さえとれば、現在の規定によってもその多くが摘発しうることが決定的に証明されている。そこで不当移転の摘発のために、政府はこの間いくつかの措置をとった。帰属された土地を速かに収用すること、裁判所での訴訟を正確に監督すること、帰属地は直ちに土地なし農民、貧農に分配すること等について措置がとられた。政府は各段階の地租省と内務省の職員の協力が行なわれるよう監督する。政府の政策は、警官がこの努力を援助し、過去に見られたように妨害的な行為には利用させないというものである。

新たな耕作期とともに実力による大規模な追いたての危険がみられる。政府は追いたてを防ぐためにすべての必要な措置をとる決定をしている。この危険に対して警戒するように、政府官吏に対してはすでに指示が通達されている。彼らに対しては、時機を失わずに介入し、説得が可能な場合にはそれにより、不可能であれば必要に応じて刑法の諸条項の助けを借りて追いたてを防ぐよう指示が与えられている。法的にも実力による追いたては認定犯罪であり、政府はそれが厳格に適用されるように監視する。

ジョトダールとバルガダールの間の対立について、政府の方針は、バルガダールが弱い立場にある以上、最も援助が必要とされるというものである。政府はバルガダール、農民そして民主的大衆に、こうした追いたてを防ぐことに協力し、首尾よく農村地帯の平静を維持するよう訴える。

余剰地分配に関して統一戦線内閣解任の後に組織された土地諮問委員会は解散させた。なぜなら、この委員会の多くは、既得権者に有利に組織されていたからである。民主的な土地分配諮問委員会が発足するまで、政府の関係職員は村落パンチャーヤットのメンバーと地区長、農民、農業労働者組織の代表、地域の州議会議員らと協議して土地の分配をすすめるよう指示した。また政党の代表の

提案も妥当な限り考慮するよう指示した。政府は土地なし農民、貧農また民主的大衆に対し、積極的に政府を支持し、適格者が土地を得るように援助することを訴える。〔後略〕

#### 4. 24パルガナ県 5 党会談の決定、1969年 6 月 5 日 (Ganashakti, 1969年 6 月 20 日)

1. 政府収用地、ベナミ地そしてジョトダールによって占有されたライヤットの土地はどのような状態にあれば摘発されねばならない。

2.

(a) 養魚池 (Bhedī または Jalkal) が摘発された場合、下記の方針で土地を分配する。

(i) ジョトダールが実力で占有して養魚池としたライヤットの土地は、そのライヤットが土地なしあるいは貧農であった場合に優先権を得る。

(ii) 当該地にバルガダールがいた場合、第 2 の優先権を持つ。

(iii) 当該村落の土地なし農民が第 3 の権利を持つ。

(iv) 近接村落の土地なし農民が第 4 の権利を持つ。

(v) どのような場合でも何人も 6 ビガ〔2 エーカー〕以上を得ることはない。

(b) その他の土地が占拠された場合も上記の方針が適用される。

3.

(a) 一般的に下記の方針を承認しなければならない。

(i) 小土地所有者の土地は占拠してはならない。

(ii) 複数の農民組織が存在する場合、どの組織も他組織に意図的に打撃を与えてはならない。

(b) 分配地は 2 エーカー以上であってはならないという統一戦線の方針を適用する。例外的措置をとる場合は地域の組織が共同で決定する。その場合でも 3 エーカーが上限である。

4. いずれの組織もジョトダールの間接的援助となるいかなる行為も行なわない。

5. 土地分配に際して下級土地改革官のもとに赴く前に、地域の農民組織は共同して合意した〔分配対象者〕名簿を作成する努力を行なうこと。対立のあった場合、郡の農民組織にその件を送り、そこで決定を行なう。

6. 上記の諸方針のいかなる点にせよ、違反した農民組織のあった場合、その件は県統一戦線委員会で検討され、そこで決定が行なわれた場合には、すべての農民組織は決定を重視して受け容れねばならない。

7. 下記の地区で地域段階で党の代表は会談を行なわ

ねばならぬ。(6月11日から16日の間に。)

- (1) ソナルプル, ヴァンガル
- (2) ハロワ
- (3) バイラリ=ビシュプルについては  
バイラリ・ハット〔市場〕
- (4) シュク=ドワニー (サンデシュカーリ)
- (5) パルイプル
- (6) カニング, パソソティーについては  
カニングのインド共産党(マルクス主義)支部

〔原資料による解説〕

去る6月5日地租省ハレクリシュナ=コナール〔インド共産党(マ)〕, 灌漑相ビスワナート=ムカージー〔インド共産党〕の出席のもとに, 次の5党, インド共産党(マルクス主義), インド共産党(右派), 革命社会党, 社会主義者統一センターおよび前衛ブロックの24パルガナ県代表の重要な会合がもたれた。この会合での討論の後, いくつかの有意義な決定が採択された。全会一致で採択されたこの決定は県の農民運動のためにきわめて緊急である。この決定に署名したのは, インド共産党(マルクス主義)のシャンテモイ=ゴージュ, インド共産党(右派)のハリドン=チャクラパルティ, 革命社会党のアショク=チョウドゥリー, 社会主義者統一センターのアミル=アリ=ハルダール, 前衛ブロックのニーハル=バスであった。

#### 5. 土地のための農民の闘争について統一戦線の決定, 1969年7月17日 (Ganashakti, 1969年7月20日)

過去4カ月にわたって農村地帯ではベナミ地に対する農民のめざましい闘争が続いている。西ベンガル州の統一戦線は2日間にわたってその各種の側面について検討を行なった。

統一戦線は大ジョトダールや養魚池の所有者が様ざまの不当な手段によって, さらにまた法の適用までを阻止して, 最高保有限度の法律を無視して, 本来彼らの権利のない土地までもベナミ地として占有していることを十分に熟知している。統一戦線はまた, 強力な民主的農民運動の支持なくして, 反動的既得権者のこの卑劣な振るまいをやめさせ, 必要とされる土地改革の任務を前進させることもできないことを認識している。このため, 統一戦線はその32項目綱領で, ベナミ地や政府の帰属地を摘発し, 分配するために正当な農民運動をあらゆる手段で援助しようと誓ったのである。数十万, 数百万の貧農, 農業労働者が最近になって非常に強力な運動を開始したことを統一戦線は喜びとしている。これによって多くの

ベナミ地が摘発され, 統一戦線の綱領が前進させられた。農民の運動に対して統一戦線は心からの賞讃を送りたい。

この運動を歓迎すると同時に, 統一戦線は若干の地域でゆきすぎや誤りが生じていることも認識している。高揚のあまりに一般の人びとのわずかばかりの土地が占拠されたり, いくつかの場合に実際の養魚池について混乱が生じたこともありうる。統一戦線政府の結成によって数千, 数万の農民が新たな意識にもえて大規模な運動にとびこんだ時には, この種の誤りやゆきすぎは不自然ではない。運動の規模に比較すれば, このような誤りは摘発された土地のほんのわずかの部分で生じただけである。統一戦線はこの誤りを見すごすことはできない。なぜなら, これらを正さない場合に根本的な目的までが損われるからである。大ジョトダールとあらゆる反動派はこの機会をとらえて無秩序状態をおこそうとするであろう。一般農民や中産階級の一部に根拠のない恐怖を呼びおこして自分らの一派にひきつけようとするであろう。反動勢力に対して西ベンガルの民主的人民はさらに偉大な闘いをすすめねばならないこと, またこの闘いのために, 都市ばかりではなく農村でも, 民主的人民の可能なかぎりの連帯をうちたてて, ジョトダールと反動勢力をさらに孤立させねばならないことを忘れてはいけない。だからこそこの種のゆきすぎや誤りが今後生じないように警戒するよう, 統一戦線のすべての党派と闘う農民に要請するのである。25エーカー以上の農地を持つジョトダール, 彼らに対してすべての運動がむけられ, 以前に生じた誤りが正されるべきである。誤って土地が占拠されたのであれば返還すべきであり, 土地の真の所有者は保護されねばならない。この件に関して統一戦線のすべての党派が意見の一致をみているのは喜ばしいことである。

統一戦線はまた, 若干の地域で戦線諸党の党员, 支持者の間でいくつかの歓迎すべからざる衝突がおきていることを注視している。

広大な農民運動によって摘発された, ぼう大な土地の量に比較すればこの衝突はきわめてわずかな範囲で生じたにすぎない(注2)。したがって反動的新聞の大きな宣伝に人民大衆が混乱させられることはない。統一戦線はこれらの衝突の損害を決して軽視するものではない。ジョトダールやその他の反動勢力はこれらの衝突をきわめて歓迎し, 抜け目なく彼らの意図に利用するであろう。この危険性について統一戦線は意識している。どのような政党も, 勢力を拡大しようというのはきわめて当然の欲

求である。各党の積極性は歓迎されねばならぬ。しかしこの欲求と積極性を衝突に転化するのでは誤りである。統一的大衆運動を拓げるなかで健全な発展が可能となる。統一戦線はしたがってすべての戦線諸党がこうした衝突を避け、統一運動を発展させるためにあらゆる措置をとることを決定した。また何らかの対立がみられたら、地域的段階での2者会談、あるいは戦線諸党の合同討議によって解決をはかり、それでも解決されない場合は、さらに上の段階で解決する努力を行なわねばならない。ジョトダールや反動勢力に党内での住み家を与え、戦線の分断をはからせることのないよう、戦線諸党は警戒していなければならない。

統一戦線は、ベナミ地、政府占有地の摘発と分配のための農民の力強い運動は、将来さらに広範に、強力になり、統一戦線の力をさらに強固にすると確信している。

#### 6. 土地摘発運動についての統一戦線の方針、1969年7月16日

(Ganashakti, 1969年7月20日)

1. 政府の収用地、ベナミ地また農民のライヤット地で水没して養魚池とされたものについては、それらがどのような状態にあれ、明るみに出して摘発し、占拠することができるし、また占拠しなければならない。

(ベナミ地とは土地所有者が不法に占有している75ビガ以上の土地をいう)

2. 養魚池の土地が摘発された場合下記の方法で分配しなければならない。

- (a) 水没させられ養魚池となった土地の土地なしまたは貧農ライヤットが最優先権を持つ。
- (b) 以前にその土地でバルガダールであった者が第2の権利を持つ。
- (c) 同村の土地なしまたは貧農が第3の権利を持つ。
- (d) 最後に近接村落の農民が権利を持つ。
- (e) 何人も2エーカー以上を得られない。
- (f) 自身に2エーカーまたはそれ以上の土地を持つ者はどのような土地も得る権利がない。

3. 他の土地の分配についても上記の方針に従わねばならない。

4. 以下の一般的規則を遵守すること。

- (a) ベナミ地も余剰地もない者や小農民の土地を占拠してはならない。
- (b) 複数の農民組織が存在する場合、どの組織も他組織に意図的に打撃を与えてはならない。共同の努力をしなければならない。

(c) ある一つの組織の努力でベナミ地占拠が行なわれた場合も、分配に関しては他の組織の存在する場合には、協力して行なうこと。

(d) 一般的に何人も2エーカー以上の土地を得ることがない。例外的措置をとる場合には、各組織と討論して行なうべきである。しかしいずれの場合でも3エーカー以上であってはならない。

(e) 何人にあれ帰属地を購入していた場合、その法的権利は認められない。しかし、真の貧農がジョトダールからだまされてこの種の土地を買っていた場合、彼らを他のライセンス取得者の場合と同様にライセンス取得者として土地を与えることができる。

5. いずれの農民組織もジョトダールの間接的援助となるような行為も行なうことはできない。

6. 帰属地の分配に際して下級土地改革官のもとに赴く前に地域の農民組織は共同して合意した適格者の名簿を作成する努力を行なうこと。見解に差のあった場合、郡又は県の段階へその件を送付し、より上の段階での勧告を各組織は的確に重視せねばならない。

7. 上記の方針に違反した組織のあった場合、その件は県統一戦線委員会の段階で検討しなければならない。

#### 7. 土地諮問委員会についての統一戦線の決定、1969年7月16日

(Ganashakti, 1969年7月20日)

政府に帰属された土地の分配に関する措置の改善と、誤った理解の克服のために、内閣は、下級土地改革官の段階に土地分配諮問委員会を組織する。

現在の態勢では下級土地改革官は農民、農業労働者組織の代表と協議して任務を遂行しなければならない。下級土地改革官の段階に諮問委員会を設けることは、運営をさらに改善するであろう。

下級土地改革官は自分の担当地域の農民・農業労働者組織の代表を加えて委員会を組織する。統一戦線の各政党はどこに、どこの管轄(Circle)に大衆組織の代表が活動をしているかを、名簿にして1カ月以内に土地および地租相のもとに提出せねばならない。

この諮問委員会は土地分配の問題で当該村落パンチャーヤットのメンバーと協議するであろう。

下級土地改革官はこの委員会の勧告にもとづいて行動する。重大な見解の差の発生した時には、担当閣僚に報告すること。それについては閣僚の決定が最終的なものである。下級土地改革官について何らかの訴えのある場合も担当閣僚に報告するべきである。

8. ザミンダリー収用法適用に対する訴訟について土地および地租相の声明, 1969年7月14日州議会 (Ganashakti, 1969年7月26日)

(1) ザミンダリー収用および土地改革法による余剰地の政府帰属に関する訴訟が想像を絶するほどの数にのぼり、政府はそのために大きな困難に直面していることを西ベンガル州統一戦線政府の土地および地租相として、一般大衆の前に明らかにすることは私の義務と考えている。ほとんどの訴訟が現在継続中である。したがってそれらについて発言することは適当ではない。しかし後に示すようないくつかの実例は、既得権者が常に法の条項を悪用していることを明らかにするであろう。各種の裁判所の無数の訴訟が未解決である。正確な数字は判明していないが、数日前の土地記録局の数字では、高等裁判所には、1958件の民事命令が執行されており、関係土地の面積は7万エーカーである。この計算は実際よりきわめて少なめである。実際の数字はもっと大きい。上記の事例のうちで1966年には638件、1964年には506件の民事命令が出されている。これらについてもいまだに解決はされていない。

県段階の裁判所では土地分配、政府への帰属などに關して民事訴訟が係争中であり、この数も数千件となる。

(2) ブルドワン県のみでも、この種の訴訟、告訴の数は1967年から1969年(3月)の間に3209件であった。関係土地面積は1万3822エーカーである。他の数県ではこの数字はさらに大きく、毎日毎日増加している。こうした訴訟の関係土地面積は15万から20万エーカーにのぼる。これらの土地は訴訟の未解決、あるいは禁止命令のために帰属も分配もできずにおかれている。

(3) 茶園所有者、ジョトダール、養魚池の所有者らはザミンダリー収用、土地改革法の適用を様ざまのかけひきで阻もうと一種の競争状態を現出している。約50%の茶園に対して国民会議派政府は全所有地の占有を許可する最終的な指示を出している。若干の部分について再収用の指示が出された土地をも茶園所有者は様ざまな方法で占有し続けている。養魚池についても全く同じ状態である。多くの所有者が彼らの権利のない土地を不法に占有している。

(4) 彼らがこうして法の庇護をうけているのは政府が訴訟の当事者として争う時間も便宜も奪われているからである。まず(a)カルカッタ高裁の規則(パトナ, カタックその他の高裁にはない)によると、告訴者は政府に通

知をせずに一方的に裁判所に告訴ができること、またそれによって政府の土地帰属、ベナミ地分配などに対して猶予命令(Stop-order)や禁止命令(Injunction)が容易に得られること。(b)告訴者の弁護士が政府に猶予命令等を通告した後でも、政府が命令書の複写文を手に入れるのに何カ月もかかること、そのため政府は対処することができず禁止命令が長期化してしまうこと。(c)告訴者が一方的に裁判所の命令を得ることができるために、すでに収用され、時には土地なし農民に分配されてしまった後ですら、告訴者はあたかも収用が行なわれていないかのように偽証すら行なう。このために関係者すべてに非常に複雑な問題を生む。(d)各種裁判所で訴訟を遂行する機構が欠陥だらけであること、適切な〔政府側の〕弁護人団がないこと。政府への告訴や禁止命令が出たあとになって弁護人への指示が出される。そのために政府は一方的な告訴を阻止し、禁止命令等の諸命令に関する公判の時間を短縮することができない。多くの州で、特に鉄道関係では弁護士に対して訴訟の進行に注意するよう、また適切な機会に介入するよう指示されているが、西ベンガル州ではそれが無い。係争中の訴訟に弁護士への指示が出されても、彼らは速かに実行しない。上告さえも行なわれなかったり、上告期間が過ぎた場合すらもみられる。そして(e)高等裁判所の訴訟を一覧すると明白なように、当事者らが非常に注意を払い、緊急のケースとしての特別の配慮を得られない限り、一つの命令が出るまでも非常に長期間かかることである。

(5) 裁判所の訴訟に関して政府がいかに無力かを一般大衆は注意していただきたい。しかし政府機構の欠陥を克服する点では若干のなすべきことがありそれらは直ちになされねばならない。省は以下の決定を考慮している。

(a) ザミンダリー収用法については、特に高等裁判所に有給の弁護士を任命する。

(b) 県の政府弁護士事務局に特別対策班(Section)を設け、ザミンダリー収用法について対処する法律顧問(Legal Remembrancer)をおく。

(c) 政府の弁護人団を強化し、必要な場合は適当な弁護士を任用する。ザミンダリー収用法に関するケースでは特別の弁護士を任命し、地租省と協議して行動する。

(6) 問題の重要性を理解していただくために私はいくつかの訴訟の簡単な内容を紹介する。

[以下別表に記述の28件……編訳者]

大土地所有者らがいかに法の運用を阻み、法律を悪用しているかはこれ以上の事例を示すまでもないことと思う。

〔別表〕

番号	民事命令番号	地主側	土地の種類と面積	場所	摘要
1.	CR7536(w)/68	ベガム＝ラベヤ＝カトゥーン	メチュア＝モハムマド＝ワクフ＝エステートの収用地 1179エーカー、 9000エーカーの保有地	ジャルバ イグリ	年収13万7076ルピー。調査の結果、土地は宗教用に利用されていないことが判明し、余剰地は政府に帰属された。政府に対して1957, 1958, 1966年の3度にわたって命令が出た。1966年最高裁判所により地主側の上诉棄却。3カ月のうちに土地を明け渡すよう命令をうけたが、マトワリは再び高裁で政府への禁止命令を得た。
2.	CR1447/68	クリシュナ＝モハン＝ムカージー	アンナプールナ養魚場の1850 ビガ	南ラダナ ガル, ゴ サバ (24バル) ガナ	1957年に政府に帰属。 1959年にアリブル副判事のもとに告訴。 訴訟では地主側がこの土地が皇借地(Crown Lease)であると主張し、ザミンダリー収用法の適用外であると主張。カルカッタ高裁での判例にもかかわらず、アリブル裁判所では1966年地主に有利な命令を出した。政府は控訴しなかったが現政府は高裁に控訴し、係争中(1447/68)。
3.	CR559(w)/1961	ボライ＝チャンド＝バル その他	241.88エーカーの収用地をベナミで売却し、土地を株式会社の名で登録。		もとの地主は会社の取締役となっている。地主の妹のアロティ＝バルの告訴で調査が行なわれ5条(A)項で摘発。地主らは1961年に高裁に告訴し、政府の調査を中止させる禁止命令を得た。1961年から係争中。
4.	CR72, 73, 82(w) 1959	ヴァクティボド＝クマール＝アンド＝ブラザーズ	300エーカー		所有者は大ライヤットで、帰属の告示をうけると高裁で命令を得た。これが後に撤回され、地主は Revision Bench に告訴し、1959年から未解決。
5.	CR1498/1957とCR 2797-2805/1964	ショチンドラ＝クマール＝マイティ	360エーカー		息子と娘に移譲した土地をベナミとされた。民事命令が出され係争中である。
6.	CR3225～3301, 3231, 3239/1965 78件の命令	サッチャカンカル＝サハナ	190.97エーカーを息子たちに 信託地(トラスト)として移譲		移譲が不法と思われたので、特別判事(Special Judge)のもとに告訴したが、所有者が民事命令を得て告訴は棄却。訴訟は力を入れて行なわれている。法廷は地主に2万5000ルピーの担保を命じた。命令は実効中。
7.	CR310(w)/66, 3977(w)/68	フォニ＝ブーシ ヤン＝ダット	423.16エーカー		土地は農地でないという判断で民事命令が出た。高裁では15エーカーのみを保留する許可が出た。上告が行なわれ、未解決である。
8.	CR1687(1965), CR149-152(1965)	ブラノ＝クリシュ ナ＝カマール	250エーカー		息子たちへの移譲が不法と考えられた。地主は高裁で民事命令を得た。未解決。
9.	CR6315(w)68	サイド＝カゼム＝ アリ＝ミルザ	250.03エーカー		地主は余剰地を果樹園と養魚池として占有。記録を訂正した後政府に帰属。地主は高裁に告訴して命令を得た。未解決。
10.	CR2740(w)/66, CR2369(w)/67	アンス＝クマール ＝ガエン	304.27エーカー シュリークリシュナ＝ トラスト		父親を信託者とした土地が宗教的に利用されていない。 地主は高裁に告訴し、2件の民事命令を得た。係争中。



資料

11.	CR922(W)/65	オニル＝クリシュ ナ＝ゴーシュ		ブルリア	余剰地の政府への帰属に関し、ザミンダリー収用法の適用を阻むため高裁から命令を得た。そのため土地の分配査定も停止。係争中。
12.		(1)マンバザールの ラージャ, ナパロ ク＝デバシス＝ナ ラヤン＝シンハ  (2)A. N. シンデオ (ジャルダのラー ジャ) (3)ブバネシュワリ ー＝プラサド＝シ ン＝デオ	約 258 平方マイル  約 2 万 5000 エーカー  数千エーカー バンチコット＝ヒンドウー 寄進地 (Debottar) の世話人 (Sebait)	ブルリア	ブルリア県では、合計52の民事命令が出されている。県の約半数のモウザ〔村〕で1017件の禁止命令が出されている、左記の3件は中でも代表的なものである。
13.	CR741(W)/1967	ビノド＝ビハリ ー＝モンダル他	131.40 エーカー		ザミンダリー収用法の5(A)条で移転が不法とされたが、地主が高裁から命令を得た。係争中。
14.		ヘムチャンドラ＝ ナスカル, ジョゲ ンドラナート＝ナ スカル	1004.81 エーカー		ザミンダリー収用法の44条(2)(a)項により大量の土地が余剰地とされた。地主らは裁定所(Tribunal)への告訴のみならず、1968年の3月までに高裁から8件の命令を得た。すべて係争中。
15.		スディール＝ミト ラ他	養魚池 2469.33 エーカー, 分譲地番号 (Lat No.) 70の 4007.81 エーカーの部分。	ゴベリア ＝アーバ ード(J.L. No. 120, 24(バルガ ナ)	当該分譲地の借用期間は1947年4月までであった。政府が返還を要求したが、地主は裁判所に告訴。法廷は政府の要求を無効とし、1964年に恒久的禁止命令を公布した。法律顧問と協議のうえで、会議派政府は上告しなかった。この養魚池は、多数のライヤット地を水没させて拡大された。
16.	CR2521/67	ソミール＝サルカ ール他	ハナカリ養魚池の約 388 エ ーカーの帰属地		土地はもと某ムカージーの所有であったが、政府に帰属した。サルカールは政府から短期借地をした後に、アリプル裁判所に1964(?)年に所有権をめぐる訴訟をおこし、政府に対する禁止命令を得た。これが1967年に効力を失するや、政府は警官を派遣して土地分配の措置をとったが、再びサルカールは一方的禁止命令を得て、政府の取用を妨害した。サルカールは管財人(receiver)を任命している。係争中。
17.	CR1795～1801 (W)/67	アルデンドウ＝ ナスカル他	ランナル養魚池 (249.24エ ーカー), ジャンラル養魚池 (143.14エーカー) その他の 養魚池		政府はこれら養魚池の一部を帰属させた。地主らは高裁から禁止命令を得た。係争中。
18.		アショク＝ポー ス他	ヴァルダ養魚池 (116.68エ ーカー)		左記のうち 60.37 エーカーが政府に帰属。取用されたが禁止命令のために分配できず。係争中。
19.		モノモト＝ナス カル他	シャムクボタ養魚池 (316エ ーカー)		土地は帰属後、1969年3月25日に取用され、分配された。その後高裁からの禁止命令が出された。係争中。
20.	CR5122(W)/1968	アナンド＝チャク ラパルティ他	ブヴァンブル養魚池 (206.73エーカー)		政府に帰属。地主は民事命令を得たが、係争中。
21.	CR6996(W)68	スクマル＝ミト ラ他	ビルボウチャンデー養魚池 (422.93エーカー)		政府に帰属する、350.40エーカーに対して命令が公布された。係争中。

22.	ソミールニサルカール	カグラ養魚池 (728.67エーカー)	政府に帰属する345.47エーカーに対して命令が公布された。この養魚池は登録されていない。係争中。
23.	デシュプラナ農場株式会社	ヒロノノモイブル養魚池 (642エーカー)	政府に帰属。地主は命令を得た。
24.	マーガレットニホープニテイニエステート	1693.60エーカー	左記のうち251.20エーカーに対してのみ余剰と宣告された。しかもうち246.40エーカーは森林。所有者は高裁で1968年に民事命令を得た。係争中。
25.	アンボティアニテイニエステート	2546.50エーカー	左記のうち648.22エーカーのみが余剰地と宣告。所有者は命令を得た。係争中。
26.	ロングビューニテイニエステート	3401.82エーカー	左記中950.03エーカー(うち926.35エーカーは森林)が余剰地と宣告。1967年に所有者は命令を得た。現在命令は撤回された。
27.	トウルブニテイニエステート	3263.16エーカー	左記中192.43エーカー(うち187.38エーカーは森林)が余剰地として宣告。1967年に命令が出された。
28.	アバーニファグゥニテイニエステート	1247.99エーカー	左記のうち、20.32エーカーが余剰地と宣告。所有者は1965年に民事命令を得ている。訴訟は未解決。

### 9. ガンディー首相への西ベンガル州統一戦線政府の地租相コナールの書簡、1969年9月9日

(1) 有効な土地改革政策実現の失敗はわが国を重大な状況に陥し入れている。その結果わが国の農村経済は深刻な危機に直面している。首相は最近土地改革政策実施を特に強調しているといわれる。過去16~17年間各州では土地改革に関するぼう大な立法が行なわれた。毎年のように土地政策の成果について誇大な評価がなされてきた。首相の発言はこうした背景においてきわめて意味深いものである。首相の発言は従来の土地改革面での失敗を間接的に認めたものと考えられるのである。各州の土地改革の歴然たる失敗はラデジンスキー報告に示されている。1967年の短命な統一戦線政府と1969年2月以来の第2次統一戦線政府は勤労農民のため土地改革を実現する誠意ある努力を行なっている。しかしわれわれは州政府が制限された権限の範囲でこの任務を行なう限り限界に直面することを十分認識している。しかしわれわれはこの実現の努力をするなかから多くの貴重な経験を得ている。私は貴下にその経験をもとに書簡を送るのである。われわれは、問題の根本までおりて、従来の失敗の原因を探究し、現実的な措置をとることなしに単なる饒舌や誓約のみでは、この問題の解決に一步も近づかないと考

えている。

(2) 有効な土地改革は今日の第一の課題である。そのためには中間介在者の権利を廃止し、少数者への土地集中を解体し、土地なし農民、貧農に無償で土地を分配し、バルガダールや小作人の安定をはからねばならない。

土地の少数者への集中はとりまなおさず食糧の退蔵とヤミ市場への集中とを意味している。食糧生産が若干の改善をみせた年でも、ヤミ市場のためにたちまち食糧不足が各州でひき起こされる。土地集中の解体の失敗は多数の貧困な土地なし農民への土地分配の失敗であり、それはまた農村地帯での窮乏農民群の増大を意味する。農村のこのような状況は農業生産を阻害し、農業生産の発展が大地主の強化と農村経済全体への彼らの影響力の強化につながるのである。

こうした連関によって農村には深刻な事態が生れ、もはや何人もそれを無視することはできないのである。

(3) 各州で多数の立法が行なわれた。多くの年月を費した後に、われわれは立法が全くの失敗に終わったことを認めざるをえなくなっている。その理由について、われわれの経験から次の諸要因が考えられる。

(a) 法律自体に重大な欠陥と弱点があること。最高保有限度について多数の例外と抜け穴があること(養魚池、果樹園、能率的運営の農場など)。大地主たちはこれらの

例外や抜け穴を十分に利用している。様々な手段による不法移転をチェックする有効な措置が全くない。後になって不法 (benami) 移転を規制する立法が行なわれた場合もあるが、多くの場合それらは軟弱で有効でない。

(b) 土地改革を迅速に実現する措置がとられていない。それによって地主は最高保有限度の制限をごまかす十分な時間を得ることができる。さらに地主は法律を悪用し、憲法の基本権条項まで利用している。余剰地が政府に帰属するや、地主は政府の目的を阻むために裁判所を利用する。西ベンガル州でもこの苦い経験に直面している。

(c) 行政機構も地主側に好意的である。土地改革の実行措置も形式的であり、誠意がない。

(d) 余剰帰属地の収用と速かな分配の努力がなされない。

(e) 小作人、折半小作人の追いたてを禁止する有効な措置がとられていない。地主は恣意的に追いたてを行ない、これに対する処罰が何ら行なわれない。

(f) 組織的な農民運動の参加なくして、行政機構のみに依存するのでは土地改革を成功させることはできないという貴重な経験をわれわれは得ている。人びとの協力を保障するような何らの措置もとられなかったのは全く不幸なことである。それどころか、農民が土地改革の実現を援助しようとする警官の弾圧に迎えられるというのが実態である。

これらの結果土地改革の目標はほとんど失敗に帰したのである。

(4) 各州で成立した土地改革法の間には大きな差異があるが、上記の欠陥はほとんど共通している。西ベンガル・ザミンダリー収用法、土地改革法も基本的に同じ性格を持っているが、いくつかの側面では他州に比較すれば良い結果を得ており、条文自体も外見上進んでいる。西ベンガル州では、他州より多くの余剰地が政府に帰属された。しかしこれらは単に量的な差にすぎない。1967年1月までに政府に帰属した土地は200万エーカーであったが、形式的にも収用されたのはそのうち165万エーカーであった。この総面積のうち農地は45万エーカー以下であった。さらにそのうち10万エーカーは民事訴訟で凍結されている。そのうえ、収用されたはずの土地のかなりな部分は実際には政府が占有していない。形式的には収用されたはずの土地の多くを地主はいまだに占有しているのである。分配されたのはきわめてわずかの土地である。1967年の統一戦線政府はこの問題の解決に努力した。し

かし法律を広範に修正する時間はなかった。当時の政府も限界については意識していた。だが土地改革を成功させるために、行政機構を円滑化し、組織的農民運動の協力を求めるなどあらゆる努力を払った。追いたての反対に特に力点を置き、余剰地の摘発と土地なし農民、貧農への分配、ベナミ地と不法移転の摘発を組織的農民運動の協力を得て活発化した。6カ月の間に5万エーカーが収用され、1967年の統一戦線政府のもとで25万エーカーの土地が、ほぼ同数の農民の間に分配された。1967年の8月からはベナミ移転を摘発する集中的な作業が進められた。内閣の解任の後にこの作業は速度がゆるめられた。1969年に統一戦線政府が再び政権につくや、この作業は再度加速された。1969年の7月までに余剰帰属地は25万エーカー強であったが、そのうち10万エーカーは過去6カ月に摘発されたのである。この摘発地の大部分が農地である。余剰地分配の手続きも敏速になった。現在のところ正確な数字を示すことはできないが、各県で急速に増加しているのは疑うことができない。無数の農民がベナミ地の摘発と分配の作業に参加してきている。われわれ統一戦線政府は、比較的少数の農民に経済的規模の土地を与えようという政策はとらない。そうではなくて、得た土地の量がいかに少なかるうとも、できる限り多くの土地なし農民、貧農に土地を分配するというのがわれわれ統一戦線政府の方針なのである。できる限り多くの窮乏農民に、少なくとも与えうる限りの生活の保障を与えるというのが当面の目的なのである。貧農が零細農地を耕作すると経済的な不均衡から農業生産が阻害されるという通念がある。われわれの経験はこの通念が誤っており、勤労農民の創造力は、たとえ零細地であっても農業生産を維持するものであることを示している。それ故に農村地帯にはかつてない高揚がみられるのである。

(5) これらの措置に対して地主が妨害を行なうこと、特にベナミ地を明るみに出すことには大きな抵抗のあることは十分に予期されたことであった。貧農に対して肉体的な攻撃を加えることさえ躊躇しなかった。法律の悪用は特に卑劣をきわめた。政府の努力を阻むために彼らは民事裁判所や高等裁判所で一方的な偽りの陳述を行なって政府に対する暫定命令を得た。土地改革実現の努力を中止させる企てがなされた。政府は無数の訴訟と命令とに直面し、各種裁判所に数千件の訴訟が継続され、20万エーカーの農地が係争対象となっている。この問題については私はすでに州議会で声明を発表しており、その写しは、当書簡に添付されているので熟読されたい。多

面にわたる反動地主側のこの抵抗は農村地帯に当然ながら大きな緊張をもたらしている。

州政府は、この間現行の諸法にいくつかの修正を加えた。包括的な修正を行なう以前に、われわれは折半小作人の追いたてを一年の間禁止する立法を行なった。州の農村地帯には多くの貧農・農業労働者がおり、特にその多くは指定カーストや指定部族であり、自身の所有になる家宅地を持たない。彼らは常に追いたての危惧におびえている。われわれ政府はこれらの人びとが家宅地から追いたてられることのないような立法を行なった。各家族当たり12分の1エーカーの土地に永久的相続権を与えた。また政府は3エーカー以下の農地を所有する家族に対し地租を免除し、7エーカー以上の家族所有農地に対し、累進率による新地租額を設定した。しかしこれらすべては土地改革の根本問題にふれない部分的な修正である。勤労農民の利益となる土地改革政策の遂行のために、政府は現行のザミンダリー収用法と土地改革法の弱点・欠陥を包括的に改正する努力を続けている。しかしわれわれはきわめて制限された限界内で作業を続けねばならず、特に地主による法の悪用からくる限界はきわめて重大である。疑いもなくわれわれは若干の前進をしたのであり、もし上記の限界と欠陥とを克服する適当な措置がとられるならば良い結果をもたらすであろうと期待するものである。

(6) 他の州においても真剣な土地改革の努力がなされ、今後なされるならば、われわれと同様の困難に直面するであろうと考えられる。土地改革の障害を克服するには以下の措置が必要であると考ええる。

(a) 最高保有限度の規定を大幅に改正すること。例外規定を廃止し、抜け穴を規制すること。最高保有限度は分割による脱法行為を防ぐために家族単位とすること。土地の移転は厳格に制限すること。過去の土地移転の調査の権限と不法移転を溯及して取り消す権限を政府に与えること。

(b) 最高保有限度を越えて不法な手段で余剰地を所有する地主には、不法移転が取り消された場合に、市場価格にもとづく補償を与えないこと。その逆に処罰を与えること。基本的権利の名でペナミ地が市場価格にもとづく補償の対象となる理由はない。この点で憲法31条2項は再考が必要である。最近、グジャラート州政府対シャントラール＝マンガルダースのケースで最高裁判所は“補償額が決定される原則が明確に法律の条項に規定してあるならば補償額の妥当性については、それがあいま

いでない限り” 法廷での疑義の対象とはなり得ないとの見解を表明しているが、こうした見解にもかかわらず、事態は未だに明確ではないと思われる。

(c) 地主の法律の悪用を防ぐのに有効な条項を立法の中に織りこむこと。土地改革措置の実行、特に最高保有限度に関しては、民事裁判所の権限を制限し、公判、判決などに対しては土地裁定所(Land Tribunals)を設けること。地主は土地改革を阻むために憲法226条を勝手気ままに利用しているから、それを阻むことが必要である。

(d) (a), (b), (c)に関しては、インド政府は憲法の必要な改正を行なうこと。

(e) 土地改革の有効な実現のために組織的農民運動の協力を何らかの形で保障すること。

(f) 余剰帰属地と政府の休閒地を速かに分配する措置をとること。

西ベンガル州統一戦線内閣はザミンダリー収用法および土地改革法を上記の方針で改正することを考慮中である。しかし私が上述した障害の多くは中央政府の努力なくしてはとり除くことができない。

(7) 分配のために取得しうるわずかな土地の量と土地に飢えている大量の農民とを考えれば、彼ら一人当りに分配できる土地はほんのわずかなものである。しかし、できるだけ多くの窮乏農民が土地改革の恩恵にあずかるべきである。大量の窮乏農民の間にわずかにせよ土地が分配されることは、それだけ彼らの生活の保障になる。勤労農民の創造力の大きな源泉は農業活動へと開放されねばならない。そのためには彼らには融資その他の援助が必要とされる。州政府にはこの需要を満たすだけの財政力がない。中央政府はこの目的のために州政府を援助し、特別基金を設けるべきである。今日まで民間あるいは協同組合ベースで行なわれてきた融資はほとんどが地主か富裕な農民層へと流れた。このパターンが変えられ、土地を分配された農民に贈与あるいは融資の形で十分な資金が与えられぬ限りどのような土地改革も成功しないであろう。

(8) 1967年と1969年の西ベンガル州統一戦線政府の土地および地租省担当相として私はインド政府、特に首相と農業相とがこの問題を熟慮し、直ちに適切な措置をとるべきであり、さもなくば首相の声明は単なる誓約にすぎぬものとなるであろうことを強く感じるのである。私はインド政府の関係指導者とこれらの問題について議論することを喜びとするものである。

10. 農民運動の現段階での新たな戦術について24パル

## ガナ県農民組合の指示

(Ganashakti, 1967年9月22日)

統一戦線政府を武器に、24パルガナ県の農村地帯で農民大衆がすすめている暴虐な封建的支配者に対する大規模な攻勢に対し、24パルガナ県農民組合は、県の農民大衆に革命的讃辞をおくる。この激烈な階級闘争のなかでジョトダールらの攻撃で死亡したすべての活動家、指導者の冥福のために戦闘的哀悼を表明する。

県農民組合は、また統一戦線政府に対して讃辞をおくる。既得権者の多面にわたる攻撃と策動にもかかわらず統一戦線政府は農民運動に関するその方針を断固として守り、特に農民運動に対する警察のテロと干渉を許さず、今日の運動の大規模な前進を可能としたのである。

24パルガナ県では詐取した余剰地、虚偽の登録をした養魚池、氾濫地等の土地をジョトダールらは22年間の長きにわたって不法、不当に農民から奪い、甘い汁をすってきた。それらのうちの約8万3500ビガの土地が県農民組合の指導によって摘発された。このなかには政府の帰属地は含まれていない。

負債によってライヤット農民から高利貸しのもとへ移った大量の土地に対しても強い世論が形成され、各地で質地返還の明確な行動が提起され、成果もあげた。わが県の全地区で農民組合員が増加し、少なくとも21のタナの大会でタナ委員会が新たに組織された。

県大会の決定に従ってバルイプルで県農業労働者大会が開かれ、大きな成功をおさめた。農業労働者の運動と組織が急速につくりあげられた。組織された農業労働者は農民運動の中で急速に重要な役割を荷うようになった。

この偉大な成功の日に、われわれがもし自らの弱点と欠陥とを明確にし、その克服を急がないならば運動は大きな損失を被るであろう。

## 〈農民運動の目標〉

農民運動の現在の目標は封建主義の砦を粉砕し、ジョトダール・高利貸し・独占的土地所有者らが詐取したあらゆる土地を奪い土地なし、貧農と折半小作農に無償で分配することである。高利貸しがライヤット農民のもとから奪った土地は、ライヤット農民に返還せねばならない。こうして土地の独占的所有を解体し、土地を無償で農民の間に分配せねばならない。

土地の独占的所有者に対して農民運動を集中し、そのためにジョトダール、高利貸し、大土地所有者、封建的支配者らを追いつめ、人民から孤立させねばならないこと

を明瞭に訴えなければならない。この主敵に反対する他の諸階層の人びとの広範な結集をはからねばならない。

農民組合は以下の決定をしている。農地、果樹園、養魚池、ヒンドゥー教徒の寄進地すべてをあわせて合計75ビガの土地を一家族が所有できる。そして現行法をこの要領で改正することを農民組合は要求している。農民組合のこの要求は農民運動のあらゆる層で承認され採択されている。

独占的土地所有者を追いつめ、人民から孤立させるためにもこの農民組合の立場は、正しいものであると考える。これによって75ビガ以上の土地を持たない家族の土地を農民は占拠しない。この点に関して言及が必要なのは、計算の基礎は1953年であって、それ以降に移転された土地も、この75ビガ内に含まれるということである。家族あたり75ビガの土地を所有する権利を農民組合はみとめている。その家族が農民であるか、非農民であるかは判断の対象とならない。また農民組合のすべての活動家、組織者そして農民大衆も、いかなる農民または富農の土地も占拠してはならないことを心得ているのである。およそ一般的に富農とされる家族には75ビガ以上の土地はないのである。

## 〈敵を選び出すこと〉

この運動を確実に成功させるために、農民組合はそれぞれの地区で主敵、つまり家族単位で75ビガ以上の大量の土地を持っている所有者をマークして、それのみに攻撃を集中し、全民衆の結集をはかることを提起した。たとえば、ソナルプル・タナでは農民組合は6名の大ジョトダールを主敵としてマークし、彼らに対して全運動を集中した。カニング・タナでも同様の決定が行なわれた。

借金の債務で手放した土地の返還についても、農民の間から大規模に土地をとりあげた高利貸しに対してのみ運動を集中させねばならない。

## 〈占拠した土地の分配方法〉

占拠した土地の分配については農民組合は下記の方針を採用し、統一戦線もそれを支持した。〔内容は既出なので略。資料Ⅲ-4, 6を参照……編訳者〕

## 〈運動のなかでの偏向〉

現在の大規模な農民運動の中には、二つの偏向がみられる。

(1) 極小土地所有者の土地の占拠、よそ者という理由から折半小作人を追いたて、その土地を別の折半小作人に与えること、党派的利益から折半小作人の占有する土地の一部を奪いとって同派の折半小作人に与えること、

また、農民の土地を奪うこと。

(2) 全運動を土地闘争に集中せず当面の雑多な経済利益を餌に運動をその方向へと走らせてしまうこと。ある農民組織は暴虐なジョトダールらへの農民大衆の激しい憤りを魚の略奪という方向へ流しこみ、またある組織は地域の大ジョトダールらの土地を占拠せずにジョトダールと小土地所有者の区別なしに融資の名目で稲や金銭を要求して手に入れた。残念ながら、そうした組織は一部の農業労働者や貧農までも、このような日和見主義の偏向へひきずりこむことに成功しているのが事実である。農民組合は農業労働者や貧農に次のことを良く理解してもらいたいと考えている。

(1) 国 (desh), 民族 (jāti), そして農民の主敵は今日、ジョトダール、高利貸し、土地の独占的所有者である。

(2) この主敵をよりわけ、マークし、彼らに対してすべての層の農民の結集をはからねばならない。この主敵を粉碎しなければならない。

農業労働者と貧農大衆のこの運動の勝利のためには上記の戦術は不可欠である。

農村の封建主義の砦を粉碎するために農民組合はこのような戦術を採用した。そのためもし75ビガ以下の土地を持つ家族の土地が占拠された場合、土地を返還することを決定した。それは75ビガ以下の土地所有者を守るためではなく、土地の独占的所有者に対する農業労働者と貧農の歴史的な闘争の勝利を確実なものにするためにとられた決定である。

当面の雑多な経済的利益やすべての階層の人びとに打撃を与えるところに農業革命の道はない。さらに大きな結集もうちたてられない。

この日和見主義の道は農民運動をその味方から孤立させ、敵の陣営に追いやる道である。つまりこの道は農民運動の破滅の道である。

#### 〈農業労働者の要求と運動〉

農民大衆と農民組合の活動家はこの激しい闘争の中から封建主義勢力の打破には農業労働者と土地なし農民の組織的実力が不可欠であることを理解した。

農民組合はまた農村のプロレタリアートの労賃と生活の要求は非常に正当なものであることを理解している。そのために農民組合の主催した県の農業労働者大会は成功し、農業労働者委員会が組織された。この委員会の指導で県の各地で農業労働者の労賃の運動が開始され、すでに各地で成功を取めつつある。農民組合は、この運動を支持するだけでなく、組織化する積極的な態勢をとつ

ている。

しかし、この運動においても上記の主敵に対して運動を集中することを明確にしなければならない。中農とは和解の方法をとらねばならない。

#### 11. 収穫を守る闘争にむけて、24パルガナ農農民組合の決議

(Ganashakti, 1969年9月28日)

ペナミ地、詐取地の摘発のために県で続けられている歴史的な農民運動についての検討が行なわれた。政府によって適時かつ十分な農業融資が行なわれなかったにもかかわらず、農民大衆は自分自身のエネルギーと協同の努力によって摘発地、約10万ビガという新たな土地を耕作することに成功したことを委員会は喜びをもって確認する。農民たちの賞讃すべきこのエネルギーに対し、県委員会は県の農民大衆に讃辞を送るものである。

委員会はまた、土地摘発のこの歴史的な闘争でおさめた広範な成果の基礎に、農民大衆の広大な統一、民主主義的人民の大きな支持、そして統一戦線政府の断固とした、力強い政策のあったことを確認する。それ故に委員会は民主主義的人民と統一戦線政府に讃辞を送るものである。前回の委員会で危惧とともに指摘された若干の地域での欠陥、誤りと、それを修正する各支部への指示とが速かに認識され、実行されたことをも喜びとともに確認したい。この間カニング、サンデシュカリー等の地区では、75ビガ以下の土地所有者から奪った土地の返還が行なわれた。断固としてこの作業を遂行したことに對し委員会は関係したタナ委員会に讃辞を送るものである。

県委員会は各地区からの報告から、ジョトダール・高利貸し・土地の独占的所有者、つまり土地泥棒らが農民の稲を略奪する策謀に深くかかわり、都市から暴力団を農村に呼びこみ、農村地帯のダコイト、暴力団、反社会的犯罪者らを狩りあつめ、火器をはじめあらゆる凶器を大規模に収集していることを知ることができた。さらに深く憂慮せずにはいられないことは、この土地泥棒らは各種の農民組織や政党に庇護を求めていることである。

ジャイナガル、クルタリー、マトゥラプル、パトルプロティマ地区で、ある農民組織の指導によってあらゆる種類の破嫌恥な暴力行為が毎日のようにひきおこされていることを県委員会は深く憂慮している。この歴史的な農民運動にとって、こうしたあらゆる行為はきわめて有害であると考えるものである。

上記のような理由から、県委員会は次の決定を行なった。

(1) 県段階で各農民組織の代表者の会合をひらき、収穫を守る運動を成功させる明確な方針を決定すること。土地泥棒を追いつめるために統一的な態勢をしかねばならない。

(2) 上で採用された方針を地区で実行するために、地区段階でも農民組織の会合をもち、共同計画をたてること。

(3) 地区段階で大衆集会を持ち、上記の方針を説明し、広範な農民の統一をうちたてること。

(4) 組織したボランティア部隊をさらに組織的にし、訓練すること。

(5) 上記のあらゆる決定を実行するために、タナと地区農民組合委員会の会合を直ちにひらくこと。大規模な活動家集会の措置をとること。

委員会はさらに、今年中に県農民組合員を21万3000人とし、それにもついで各タナ委員会に割り当てを行なうことを決定した。この間農業労働者組合は組合員数の目標を5万人としている。ブルドワンで全インド農民組合大会が開催されることに委員会は喜びを表明する。委員会は、このために県に課せられた経済上の責任を達成する決意を表明する。

## 12. 収穫とり入れに関する政府の指示

(プレス＝ノート)

(Ganashakti, 1969年11月3日)

政府は最近各地で土地占拠、耕作をめぐって、各党派、個人間で若干の衝突事件の生じていることを確認している。今は播種や田植えの季節ではなく、11月にはいと収穫のとり入れが開始される。政府は適切な措置をとらないならば、平静が危ぶまれることを危惧している。

政府は県長官または次席長官が今年の播種と田植えの際に混乱の生ずる恐れのある地域を留意しており、この収穫期に何らかの危険があり、実際に平静を破壊する事件のあった場合、それらの地域を探しあてることができるものと当然考えている。土地および地租省の査定局または内務省の官吏も、この間ザミンダリー収用法にもとづく各種のベナミ地を確定する政府の努力をいかに地主らが妨害したか、そのために各地では、どの地片が政府帰属地になっているか、必ずしも速に摘出できない状態も生れていることを認識している。土地の権利の帰属について何らの明確な証左もないような土地で真の農民が自身の権利として耕作し収穫をあげている場合もありうるのである。このような土地で仮りに収穫のとり入れに関して紛争の生じた場合は、すでに占有権が確立し

ていた側に立って内務、警察関係の地域の当局は任務を決定するべきである。治安の維持のためには、係争地を占有して収穫をあげた者の占有権を脅かす者があれば、彼に対する必要に応じた法的措置も含めて、警察は占有者側を保護することにならう。

この方針を的確に実現するために、きたる収穫期に何らかの紛争の恐れのあるすべての地域の一覧表を県長官または次席長官は直ちに作成し終わらねばならない。この地域のすべてについて下級土地改革官は真の占有者の名を記録しておかねばならぬ。そのためには、農民組織の地域代表の協力と勧告とによって、本人がその土地で耕作し、収穫をあげ、土地をひき続いて占有したか否かを調査しなければならない。係争中の土地を真に耕作して収穫をあげた農民の、村落別の名簿も上記の要領で作成しこれらの表を収穫とり入れの際に地域の行政官が利用することにならう。警察当局に対しても自力で収穫をあげた農民の権利を保護するように要請が行なわれている。この種の表は当該地域の警察のもとで手にはいるので、それによつて的確な措置がとられるであろう。この種の問題を判断する際に、あるいは表作成の過程で、組織的な農民が最高保有限度以下の土地所有者の土地で収穫をあげた場合も起こりうる。その場合は実際の耕作者に収穫のとり入れを行なわせ、土地所有者はその一部を上記農民またはバルガダールから要求することになる。問題は複雑であるので、県長官または次席長官は、この問題について直ちに郡土地改革官、下級土地改革官をはじめ関係諸方面とともに協議にはいることを要請する。この協議には警察当局も加えることができる。政府の方針を彼らすべてに明瞭に説明し、平静が保たれるよう全行政官が努力するべきである。

## 13. 収穫とり入れに関する24パルガナ県7党の決定、1969年11月15日

(Ganashakti, 1969年11月19日)

(1) 摘発したベナミ地については、土地の権利を問題とせず、今年耕作した農民がその稲を刈り、自らの脱穀場に運び、すべての稲を取得する。

(2) 政府への帰属地については、

(a) 一般に耕作した農民が稲を刈り、自らの脱穀場へ運ぶ。

(b) すでに耕作された後に分配された土地については、以前の占有者が貧農または中農であれば稲はその人が取得する。刈りとりが終わってから土地はライセンスを得た農民に占有させる。以前の占有者が富農であった

場合には、協議によって以前の占有者と新たにライセンスを取得した、またはする予定者の名簿にある農民の間で稲を分配する。刈りとりが終わってから土地はライセンスを得た農民に占有させる。以前の占有者がジョトダールが高利貸しであれば、新たにライセンスを得た農民が稲を刈り、自らの脱穀場に運びすべての稲を取得する。

(c) すでに売却された土地が帰属地となった場合は、必ず統一戦線の地域代表の合議によって判断する。正当と考えられる場合に限り、その土地の買い手に分配される。

(3) 75ビガ以下の家族の土地が余剰またはペナミの疑いから誤って占拠され、耕作の以前に所有者にその土地が返還されなかった場合は、耕作した農民が稲を刈る。しかしその稲は両者の合意した脱穀場へ運ばれ、折半小作方式で分配される。このような場合、必要とあれば、田んぼで東分け (lida bhag) することもできる。稲の刈りとりが終わってから土地は所有者に返還されねばならない。

(4) 折半小作の場合は、小作人が稲を刈り、両者の合意した脱穀場に稲を選び、所有者分を渡し、受領証をうけとる。

(5) 農民や農民組織が占拠しなかったジョトダールの余剰地、ペナミ地の稲を地域の農民が刈りとりとうするならば、統一戦線の全政党はそれを支持する。ただし、このような場合は、統一戦線諸党の地域段階の協議と全会一致の合意のもとに行なわれねばならない。

(6) 上記の決定を実行するために統一戦線政党の地域諸党は詳細な資料をもって直ちに会合を開くこと。いくつかの地域では会談の日時・場所が決定されている。これらの会談には、各党の県指導部は可能な限り参加するであろう。採択された決定は地域の共同集会、宣言文等のかたちで人びとに報告される。

署名

シャンティモイ＝ゴーシュ (インド共産党＝マルクス主義)

デブ＝シンハ (インド共産党)

モドン＝モハン＝ダス (マルクス主義前衛ブロック)

プラディーブ＝ハルダール (ボルシェビキ党)

オモル＝マジウムダール (前衛ブロック)

パンキム＝グハ＝ニヨギー (ベンガル会議派)

ヤコブ＝ポイルン (社会主義者統一センター)

#### 14. 収穫とり入れに関する地租相の放送演説、1969年

11月18日

(Ganashakti, 1969年11月20日)

[前略]

きわめて喜ぶべきことに、数十万、数百万の貧農、農業労働者は新たな意識にめざめて立ちあがった。そのために統一戦線のかかげた政策は注目に値する成功を取めた。追いたてが阻まれただけでなく、数十万エーカーの政府収用地が、これまで詐取し、法の悪用と腕力で不当に占拠していたジョトダールの手もたら農民の間に分配された。少なくとも7~80万ビガの土地が不正なジョトダールの手もたら土地なし、貧農の権利に移った。少なからぬ人びとが、この貧農たちがどうやって田を耕せるのかといぶかしがった。しかし貧農たちのめざめた創造性はこの問題をかたづけしてしまった。一片の土地も〔未耕のままに〕残らなかった。勢いの良い稲の穂が入りびとの心に新しい希望を生み出した。少なくとも400万から500万マウンド(註3)の稲がこれまで運びこまれたジョトダール、退職者の穀倉から貧農の家へと移されたのである。こんなことをジョトダールは簡単に容認するだろうか? しないのが当りまえである。彼らは憤激している。数10万ビガの土地で農民が血で育てた稲は彼らの猛々しい目をさらにけわしくしているのは不思議ではない。彼らはこの黄金の稲を、直接・間接にあるいは力づくかあの手この手か、あるいは統一戦線政党の活動家のすきをみつけて党にもぐりこみ、さらには貧農の遅れた部分を利用して、真の耕作者のこの稲をとにかく奪い去ろうと目をひからせている。すでにその兆候は見え始めている。だから農民の血で育てた稲を刈り、とり入れ、そして守る課題が今や特に重大な問題となっている。平和を維持する問題がそれにかかっている。

[中略]

収穫をとり入れることによって、余剰地・ペナミ地摘発の第1段階の勝利を、完璧なものにしなければならぬ。誰にも不当な扱いははされはならないが、農民の血で育てた稲をその手から奪うことは、許せないことである。土地の記録のうえでの状態がいかようであれ、ジョトダールがいかにか妨害をしようと、農民が占有して耕した土地の稲は、法で認められた占有権の原理からして農民が刈りとり、守るべきである。自らの団結力で自らの権利を守ると同時に、農民は平和と秩序を破壊するあらゆる企てを阻止して、自らの守護符としての統一戦線を擁護するだろう。統一戦線政府は収用地分配、ペナミ地摘発の時と同じように収穫の時も農民の正当な運動を



全力で支援するだろう。統一戦線は一致してこの決定を行なったのである。内務省と地租省はこの点について明確に諸県のすべての官吏に指示を与えた。11月12日には全県の長官、警察主脳の会談で方針の理解を徹底させた。政府の方針の基本は、耕した農民が収穫をとり入れる権利を持つこと、それとともに平和と秩序の維持をはかることである。

〔中略〕

これらの方針を実行し、農村地帯に平和を維持するのは政府官吏の力だけでは不可能である。全農民組織の援助の他に統一戦線各党の援助も必要である。この援助を全政党が約束している。残念ながら若干の地区で統一戦線諸党の間に対立のあることは事実である。ごくわずかの地区ではこの対立が衝突にまで発展した。このような対立はジョトダールにとって好都合だけでなく、彼らはジョトダールと農民の衝突までも統一戦線の内輪もめとみせかけることができよう。それによって政府官吏を困惑させることにもなる。従ってすべての統一戦線政党は党の活動家に警告し、ジョトダールがもぐりこまないようにしなければならない。ジョトダールが何らかの利益をもとめて、色あいを變えてもぐりこもうとするならば阻まねばならない。もし貧農や一般農民各層と一般の土地所有者や貧農との関係について同志政党の間で対立が生じたなら、お互に話し合うなかから今すぐ解決をはからねばならない。地区段階でそれが不可能であれば、州段階の指導者の援助を借りることもできる。政府は県の官吏らに対し、土地の真の占有者について異論や対立が生じたなら、彼らが卒先して関係諸党の活動家を招いて解決をはるよう指示している。それが不可能であっても放置せずに現場検証によって官吏が決定を行ない、政府に報告するであろう。

統一戦線政府の政策は、ジョトダールと農民の対立に政府行政機構は中立をとらない、必ず貧しい農民の援助を行なうというものである。ジョトダールらがどのように外見を変えようとも彼らの不法行為、特に農民の育てた収穫の略奪行為には政府の協力は得られない。得られるのは反対だけである。だが政党間の内輪もめに対しては政府行政機構は中立を保ち、実際の事実に対して任務を遂行するのみである。このような立場ですすむことが政府官吏には指示されている。

数十万、数百万の勤労農民に対して、私はあなた方が土地摘発と土地改革の事業にあたって政府の方針を実行されたように、収穫とり入れにあたって政府の方針を

実行されるよう訴える。あなた方の経験は豊富に、団結力は強大になっている。誤りのないよう特に気を配っていただきたい。過去に誤りがあれば正し、自ら育てた稲を守り、国(desh)の平和と秩序を守ることに協力してほしい。ジョトダールの側から予想される攻撃を防衛する権利はあなた方に当然ある。だがこの策謀に対しては統一戦線政府があなた方の側にいることを留意してほしい。必要とあらば悪質ジョトダールに対する処置(註4)をとろう。だが一般農民や中産階級が理由なくおびえ、混乱することのないように平和を維持することにも留意してほしい。大多数の人の統一を基礎にあなた方は前進されたい。統一戦線の全党に対して私は統一戦線によって採択された方針を実行するよう協力することを訴える。貧農は自らの育てた稲を家にとり入れるだろう、平和と秩序は維持されるであろう、ジョトダールの策動は失敗するであろう——このことに何らの疑いもない。

15. 収穫闘争について、インド共産党(マルクス主義)西ベンガル州委員会の決議、1970年1月2日  
(Ganashakti, 1970年1月4日)

州委員会は各県の収穫とり入れ作業についての報告をうけた。

西ディナジプルとジャルパイグリを除くと他のほとんどの県では収穫の刈りとりはほとんど終わりに近づいている。特に満足すべきは、わが党の呼びかけに応え、また統一戦線政府の方針をうけ入れて、州の数十万、数百万の勤労農民は、彼らが占拠し、耕作したすべての政府帰属地、ベナミ地から収穫を成功裡にとり入れたことである。反動的ジョトダールのあらゆる策略を阻み、平和と秩序の危機と称して農民に対して誹謗をくりかえした者たちに見事な回答を与えた農民は、全く平穏のうちに収穫とり入れ闘争を完了したのである。数十万エーカーの土地が大ジョトダールの手から農民の手に渡ったことに留意するなら、衝突の数はきわめてわずかといえる。過去数年と比較するならば、今年度の衝突は激減している。州委員会は農民のこの意識と組織力とに大きな賞讃をおくるものである。

州委員会はまた、この平和的なとり入れにわが党支部と同志たちが注目すべき役割を果たしたことを誇りをもって確認する。彼らは単に農民を組織し、農民の支援に民主的諸階級を結集する努力を行なったばかりでなく、衝突の危険をとり除くために諸政党の相互の協議と共同決定の実現に指導的役割を果たしたのである。若干の政党の反対にもかかわらずこの努力が実現したことをわれ

われは喜びとする。24パルガナでは衝突の危険が最も大きかった。この県のあらゆる地区でわが党は対立の解決に努力した。若干の場面でいくつかの政党は共同決定に違反したが、われわれは挑発されずに最後には衝突の回避を成功させた。

州委員会はまた耕作期に生じた若干の誤りをこの間わが党の同志たちは積極的に訂正したことを確認する。だが一般的に収穫と入れは正しく行なわれたが、数カ所での誤りもあったことも観察されている。だが他党と比較してわが党の影響下にある農民の間での誤りがとるにたりないことを州委員会は喜びとする。運動の過程で若干の一般農民の耕作地の収穫がとり入れられた。この種の誤りはわずかであっても、州委員会は同志たちがこの点に注意し、改善することを指示した。

州委員会は党の全支部に対し、勤労農民の闘争力をさらに組織化し、結集すること、農民、農業労働者、鍛冶屋、壺作り、大工、商店主、その他民主的各層のりびとからなる農村的統一(Gramin Aikya)の建設とジョトダール、高利貸しその他の反動派の孤立化を呼びかけた。また党支部が土地改革法のための運動をすすめ、きたるべき日に農民がさらに前進するように準備を行なうことを呼びかけた。

収穫と入れの際の経験は次のことを明らかにした。統一戦線政府、とりわけわが党に対するベンガル会議派の運動はまぎれもない誹謗運動であり、その意図は統一戦線を弱体化し、破壊し、ジョトダールを援助するものであった。ベンガル会議派の断食運動に対する人民の反応、わが党の政治宣伝の結果について、各県からの報告が行なわれた。それによると、ベンガル会議派の指導者らは人民を幻惑することにみじめに失敗した。誇張に満ちた主張に対しても人民は何の反応も示さなかった。人民の大多数は彼らの意図を見ぬいてしまった。断食運動参加者(Satyagrahi)の中に彼らは憎むべきジョトダールらが加わっていることを目撃している。他方われわれの集会は予期以上の規模で成功している。

労働者・職員、教師、学生、青年そして人民各層の広範な支持は彼らの誹謗宣伝を人民が完全にはねつけたことを示している。なぜならこの宣伝の意図はただジョトダールその他の既得権者を激励することにあるからである。ラシュトリア=サンGRAM=サミティと7月12日委員会(注5)の旗のもとに行なわれた12月26日のライターズ=ビルディング〔州庁の通称〕前の歴史的集會はこのまぎれもない証拠である。統一戦線の一部政党の分裂策動

にもかかわらず、闘う農民を支持し、統一戦線の破壊策動に抗議して彼らはこの集會に結集した。闘争のなかから西ベンガル州にうちたてられた一つの新たな人民的統一(Gana Aikya)を州委員会はきわめて信頼に値するものとする。

憤激した人民の前にジョトダールらは妨害をする勇氣を失った。ベンガル会議派の誹謗宣伝は、わが党を除外して「ミニ統一戦線」(注6) (“Minifront”) を結成する策謀をはしなくも露呈している。この反動はベンガル会議派内部にも生れている。スクマル=ライその他の人びとの抗議は一つの喜ばしい前兆であり、そのことがベンガル会議派一派の策謀と誹謗の裏の真の意図を暴露しているのである。

州委員会は統一戦線政府破壊の策謀が、人民を幻惑できなかつたために、一步後退したことを確認している。しかし危険は依然として存在する。それゆえ州委員会は全人民と党支部に警戒を怠らぬよう、またいかなる状況にも準備できるよう呼びかける。

一般民衆の利益を水に流さず、32項目綱領から逸脱せずに統一戦線の統一を擁護することに州委員会はきわめて積極的である。統一戦線の統一を擁護し、強化するためにインド共産党(マ)はその全力をあげ努力するであろう。だがベンガル会議派とその協力者たちの与えた損失はおろか、過去のすべてを忘れようという立場からは、それは実現できない。インド共産党(マ)にとっては、人民の非常に親しい、そして人民の闘争の武器である統一戦線政府を非文明的、野蛮な政府とものしり、インド共産党(マ)はダコイト党であるという誹謗をうのみにすることは困難である。それは統一戦線政府を弱体化させたい者のみがよくするところである。ベンガル会議派の全党員、支持者をはじめ全政党に対し、この損失を克服し、統一戦線の闘う統一を再確立するためにそれぞれの役割を果たすよう州委員会は呼びかける。インド共産党(マ)はこの統一を瞳のように守りぬくであろう。

#### 16. 州首相特別顧問ランジット=グプタの収穫と入れに関する公式報告〔抄〕

(Ganashakti, 1970年1月10日)

カルカッタの大多数の新聞は衝突の報道を主要な記事として掲載してきた。いずれかの県のある地域でほんの小さな普通の事件が起きるや、新聞はそれを重大な主要記事として発表した。多くの県で若干の衝突のあったことは事実である。しかし本官は地域の官吏と会談し、衝突に関し吟味し、その事情と性格とを検討した結果、一

般民衆にとっては、新聞の衝突に関する報道は、事実と性格とを潤色し、虚偽と想像にもとづく叙述としか考えられないという結論を持つに至った。

新聞のこの宣伝のために本官の多くの民間友人の間にも混乱がみられた。彼らは本官と会う度ごとに、あたかも国中が燃えさかる火の中に立ち往生しているかのような印象を持つと語った。だがほとんどの県の政府当局関係者は、収穫期には毎年この種の衝突事件がおこるが、過去数年の現象と比べれば、今年の衝突は決して多くないと強調しているのである。

本官は主に陸路で視察を行なった。視察中、至る所で収穫の刈りとりが行なわれ、刈りとった稲が田という田に山のように積まれていた。折にふれ本官が農民と語ったところでは、実力で収穫が略奪されることを恐れ、心配する空気はどこにもみられなかった。全県の農業地帯のうち、一、二を除くと混乱の恐れは全くない。

政府の情報省は収穫とり入れについて真実の正確な事実を正しい時に一般民衆に知らせるべきであった。本官は、各県の政府の情報省職員、官吏らは事件の完全な真相を地域の政府当局から入手し、特に昨年との状況とを比較においてプレス・ノートその他の方法で一般民衆に明らかにするべきであったと考えている。

〔原資料による解説〕

州首相、副首相の指示により、州政府首相特別顧問ランジット＝グプタは過去数週間にわたって西ディナジブ

ル、ビルブム、ブルドワン、24パルガナの一部、ダージリン県のシリグリ郡などの県を視察した。この視察の目的は収穫期の衝突について地域の官吏と検討を行なうことであった。ランジット＝グプタがこれに関して首相、副首相に行なった報告の一部である。

(注1) 1カタは20分の1ビガ、60分の1エーカー。

(注2) ある日刊紙の報道では統一戦線政党間の競争の対象となったのは、数千エーカーにすぎないという (*Dainik Basumati*, 1969年10月30日)。

(注3) 14万8000トンから18万5000万トンに相当する。

(注4) 銃砲のとりあげ、予防拘禁などを意味する。西ベンガル州にはジョトダールらの手もとに許可証のある銃だけでも5万丁あるといわれている。 (*Ganashakti*, 1969年11月14日)

(注5) 西ベンガル州の「ホワイト・カラー」労働者、たとえば教員、銀行、商社員、公務員の労働組合によって1966年に組織された協議体。合理化、コンピュータの導入などで共同行動を組織している。

(注6) 1969年にケララでインド共産党(マ)を除外して組織された連合戦線をさして使われたことば。西ベンガル州での同様な動きについてここで使われている。

(調査研究部)

研究参考資料

アジア経済研究所刊行

篠原三代平・石川 滋編  
台湾の経済成長 その数量経済的研究  
308頁 900円

朝鮮とならんで、台湾経済の本世紀における急激な発展の成果は、現代低開発国の中でもきわだったものがある。台湾の長期経済成長過程の研究、特に数量的研究を通じて広く現代低開発経済の開発問題に対して一灯を点す。

阿部宗光・阿部 洋編  
韓国と台湾の教育開発  
422頁 1500円

韓国、台湾それぞれの近代教育の歴史的発展を日本植民地時代を中心にして述べ、第2次大戦後両地域がそれぞれの民族の手に帰してからの教育政策、教育制度、教育の発展を記し、さらに両国の開発と教育計画について論究

河部利夫編  
東南アジア華僑社会変動論  
248頁 900円

現地への定着化という現実と望郷の意識の潜在との矛盾こそ、東南アジア華僑論の核心である。本書の各執筆者は、今日の東南アジア華僑社会を何らかの変動志向においてとらえることで共通している。

アジア経済出版会発売